

中世・近世における牛追物の言説について

二本松泰子

はじめに

馬上で弓を引いて的に矢を当てる、いわゆる騎射はわが国において古くから実施されていた。たとえば『日本書紀』天武天皇九年（六八二）九月九日条によると、天武天皇が「長柄社」で「馬的射」を観覧した由を伝えている。平安時代になると、公事に取り入れられ、洛中でも頻繁に実施されるようになる。朝廷の恒例行事として、左右の近衛府による騎射が五月の節会に関連する行事や春日大社若宮社の祭祀として流鏑馬が実施されていたのはよく知られているところである。

さらに時代が下ると、こういった騎射の諸芸は武術を鍛錬する「武芸」としての様相が強くなる。その中で、源頼朝が好んで実施した「牛追物」は、小牛を追って馬上から矢を射る武芸であるが、鎌倉時代の後期には早々と廃れて一切実演されなくなった。このように一瞬で廃れて実演の記録がわずかしか残っていない牛追物は、近代以降の歴史

学分野をはじめとする先行研究において等閑視されてきた。

しかしながら、牛追物は一瞬で実演されなくなったものの、鎌倉時代の説話や室町時代の故実書にはたびたび言及され、近世中期に流布した馬術書にも牛追物の伝書が多数含まれている（注1）。このように実演を伴っていないにもかかわらず、書物の中でのみ、その存在が継続し続けるという現象は、わが国の騎射の諸芸においてしばしば見られる事例である（注2）。それならば、これまで看過されてきた牛追物をめぐる言説の特徴を分析することは、わが国の騎射文化における未知の部分の解明する一助となり得よう。

そこで本稿では、中世・近世のさまざまな書物に見える牛追物の言説を取り上げ、それらが表象する当該武芸の具体相について考察を試みる。それによって、わが国の騎射文化における「書物を介して構築された側面」について、その実相解明の端緒としたい。

一 『吾妻鏡』に見える牛追物

まずは、牛追物に関する史実とされる記録類について整理する。この騎射の技芸がわが国においていつ頃始まったのか、正確なところは不明であるが、文献上の初見は『吾妻鏡』である。しかも同書には牛追物に関する記事が三か所にわたって確認できる。いずれの記事においても当該武芸の由来や発祥については言及されていないものの、鎌倉時代に牛追物がどのように「史実として認識」されていたのかを伝える情報としては重要である。そもそも『吾妻鏡』の他に牛追物について記録した一次的な記録は存在せず、『吾妻鏡』に見える記事が唯一にして最古のそれと言えるものである。そこで、まず本節では、『吾妻鏡』に見える牛追物の記事を取り上げ、それを手掛かりにししながら「史実として認識」された牛追物の実相をたどってみることにする。

さて、『吾妻鏡』で牛追物に関する最初の記録が見えるのは、寿永元年（養和二年（一一八二））四月五日条である。該当記事を以下に挙げる。

五日、乙巳、武衛、腰越辺江島に出で令め給ふ。

足利冠者・北条殿・新田冠者・畠山次郎・下河辺庄司・同四郎・結城七郎・上総権介・足立右馬允・土肥次郎・宇佐美平次・佐々木太郎・同三郎・和田小太郎・三浦十郎・佐野太郎等御共に候う。是、高尾文学上人、武衛の御願を祈らん為、大弁才天於此の島に勧請し奉り、供養法を始め行う之間、故に以て監臨令め給ふ。密議なり。此の事、鎮守府將軍藤原秀衡を調伏を為す也と云々。今日、即ち鳥居を立てらるる。其の後、還ら令め給ふ。金洗沢辺に

於て牛追物有り。下河辺庄司・和田小太郎・小山田三郎・愛甲三郎等、箭員有るに依て、各色皮・紺絹等を賜る。

右によると、養和二年（寿永元年）四月五日乙巳、源頼朝が腰越あたりの江ノ島（現・神奈川県藤沢市）に出かけた際、足利義兼・北条時政・新田義成・畠山重忠・下河辺行平・同政義・結城朝光・上総広常・足立遠元・土肥実平・宇佐美実政・佐々木定綱・同盛綱・和田義盛・三浦義連・佐野基綱等が随従したという。これは、文覚上人が頼朝の祈願のために、弁財天をこの江ノ島に勧請し、その供養を始めるのに際して頼朝が臨席した場面である。その祈願とは藤原秀衡の調伏で、その場で鳥居を建てたという。その帰途にある金洗沢の辺り（現在の神奈川県鎌倉市七里ガ浜）で牛追物を実施した。下河辺行平・和田義盛・小山田重成・愛甲季隆などの当てた矢の数が多かったことに對して、それぞれに色染めの皮や藍染の絹が下賜されたという。

この記事においてまず注目したいのは、牛追物の開催に際して源頼朝が参加（主催）している点である。というのも、『吾妻鏡』に見える他の牛追物関連の記事でも、すべて頼朝が参加している。いわば、『吾妻鏡』において牛追物と最も密接な関係を持つ武將は頼朝ということになる。また、右掲の記事によると、藤原秀衡調伏の祈願をした帰途に牛追物をしたとされているが、祈願をした場所ではないところから移動して実施している。このことから、この場合の牛追物については神仏への奉納といった宗教的な意味は薄いと判断されよう。さらにはその牛追物で秀逸な技を披露した武將に頼朝から褒賞が与えられていることから、この記事に見える牛追物は武芸鍛錬を主な目的としてと

して実施したことが窺われる。

次に『吾妻鏡』に見える牛追物実施の二つ目の記事として『吾妻鏡』
寿永元年（一一八二）六月七日条を挙げる。

七日、丙午、武衛由井浦に出で令め給ふ。壮士等、各、弓馬之芸
を施す。先ず牛追物等有り。下河辺庄司御合手・榛谷四郎・和田太
郎・同次郎・三浦十郎・愛甲三郎射手と為す。

次で股解沓を以て、長八尺の串を差し、愛甲三郎を召し、射令め
給ふ。五度之を射る。皆不中は莫し。而して武衛彼の馬跡と的
与を打た令め給ふ之所、其の中間を八杖と為す也。仍て此の杖数
を積み、相広之馬場を定めるべき之由、仰せ出でらる。其の後、
盃酌之儀有り。興宴剋を移す。晚に及び加藤次景廉座席にて絶へ
入る。諸人騒集す。

佐々木三郎盛綱大幕を持ち来り、景廉を纏い懐持し退去す。則ち
宿所に帰り療養を加へる。此の事に依て、御酒宴を止め、帰ら令
め給ふと云々。

右によると、寿永元年六月七日丙午、頼朝が由比ガ浜に出向いた際
に、武士たちによる弓馬の技の披歴が行われたという。その最初に牛
追物が実施された。下河行平は頼朝の相手を務め、榛谷重朝、和田義
盛、和田義茂、三浦義連、愛甲季隆が射手をした。次に股解沓（革製
の乗馬用の履物）を八尺（約2.4m）の長さの串に差し、愛甲季隆に射
らせたところ、五度これを射て、外れは無かったという。頼朝は馬と
的との間を測らせると、八丈（約24m）あった。そこでこの長さを真
四角の馬場とし、弓の距離の規定に決めた。その後開かれた宴会で加

藤景廉の具合が悪くなり、皆が騒ぎ出した。佐々木盛綱が大幕を持つ
て来て、景廉を包んで住居へ持ち帰って療養させた。この騒ぎのせい
で頼朝は宴会を止めて御所へ帰ったという。

前述の通り、この記事に見える牛追物にも頼朝が参加している。さ
らに右掲の記事で注目したいのは、「壮士等」が「弓馬之芸」のひと
つとして牛追物を実施したこと、さらにはその場所が由比ガ浜とされ
ていることである。『吾妻鏡』によると由比ガ浜ではこの後もたびた
び（鶴岡八幡宮の神事とは別に）技の競合を目的とした騎射が実施さ
れていることを勘案すると、右掲の記事に見える牛追物もまた武芸を
修練するための催事と見なされよう。また、牛追物のあとに弓矢の名
手である愛甲季隆に命じて股解沓を的にした騎射をさせ、馬場の規格
サイズを決めた経緯も、由比ガ浜でのこの催し（牛追物含む）が武芸
の鍛錬を第一の目的としたものであることを示すものである。

そして、『吾妻鏡』に見える最後の牛追物関連の記事は、文治三年（一
一八七）十月二日条である。該当記事を以下に挙げる。

二日、己巳、二品、由比浦へ出令め給ふ。牛追物有り。重朝・義
盛・義連・清重等射手為す。還御之次に、岡崎四郎の宅へ入御す。
盃酒を献ず。此の間に故余一義忠が子息の小童を召出し見参に入
る。義忠、命を於石橋の戦場に棄て、勳功他と異なる之間、殊に
憐愍し給ふと云々。

によると、文治三年十月二日己巳、頼朝が由比の浦へ出かけた際に牛
追物を実施し、榛谷重朝・和田義盛・三浦義連・葛西清重等が射手を
勤めた。その帰途において、岡崎義実の屋敷へ立ち寄ると酒宴が献じ

られ、故佐那田義忠の子供達が呼ばれて頼朝と対面した。佐那田義忠は、頼朝初戦の石橋山の戦いで命を落としたので、その手柄の大きさにより、特に哀れみをかけたという。

この記事に見える牛追物の情報は、前掲の寿永元年六月七日条の記事と重なる部分が多い。たとえば、頼朝が参加している以外にも、実施した場所が同じ由比ガ浜（由比の裏）であることや射手を務めた武将のメンバーのうち榛谷重朝・和田義盛・三浦義連が同じであることも共通点として挙げられる。さらには、牛追物を実施した後に酒宴が催されたことも近似している。いずれにせよ、前掲の寿永元年六月七日条がそうであるように、右掲の記事もまた、武芸の修練を目的として牛追物を実施されたことを示すものと判断されよう。

以上のような『吾妻鏡』の記事から判明した「史実として認識」された牛追物の特徴を整理すると、次の二点にまとめられる。

- ① 頼朝がすべて参加している
- ② 目的は武芸の鍛錬

右掲の②については、たとえば同じ騎射でも流鏑馬は鶴岡八幡宮や諏訪社において奉射される等、神事と親和性を有しながら展開したのに対して、牛追物はあくまで武芸としてのみ認識されていた。端的にいうと「頼朝所縁の武芸（騎射）」というのが『吾妻鏡』で史実とみなされた牛追物の実相である。いかにも後世の武士が権威ある武芸として賞揚しそうなイメージと言えよう。

二 中世における牛追物の言説と犬追物の故実伝承

先述したように、牛追物については『吾妻鏡』の他に一次的な記録が現存しない。しかし、鎌倉時代に成立した説話集である『古今著聞集』巻第九「武勇十二」「源頼光、鬼同丸を誅する事」（注3）には牛追物を実施する場面が見える。以下に同章段の全文を掲出する。

頼光朝臣、寒夜に物へありきて帰りけるに、頼信の家近くよりたれば、公時を使にて、「只今こそ罷り過ぎ侍れ。この寒さこそはしたなけれ。美酒侍りや」といひやりたりければ、頼信朝臣、折ふし酒飲みてゐたりける時なりければ、興に入りて、「只今見む様に申し給べし。この仰せ殊に悦び思ひ給ひ候ふ。御渡りあるべし」といひければ、頼光則ち入りにけり。盃酌の間、頼光廐の方を見やりたりければ、童を一人いまして置きたりけり。あやしと見て、頼信に「あれにいましめておきたるものはたそ」と問ひければ、「鬼同丸なり」とこたふ。頼光驚きて、「いかに鬼同丸などを、あれていはいましめ置き給ひたるぞ。をかしあるものならば、かくほどあだにはあるまじきものを」といはれければ、頼信、「実にさる事に候」とて、郎等呼びて、なほしたたかにいましめさせければ、金鏢を取り出して、よく逃げぬ様にしたためてけり。鬼同丸、頼光のたまふ事を聞くより、「口惜しきものかな。何ともあれ、今夜のうちに、この恨をばむくはんずるものを」と思ひるたりけり。盃酌数献になりて、頼光も酔ひて臥しぬ。頼信も入りにけり。夜の中しづまるほどに、鬼同丸、究竟のものを、いましめたる縄・金鏢ふみ切りてのがれ出でぬ。狐戸より

入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり。この天井ひきはなちて落ちかかりなば、勝負すべき事、異義あらじと思ひためらふほどに、頼光も直人にあらねば、早くさとりにけり。落ちかかりなば大事なりと思ひて、「天井に、いたちよりも大きに、貂よりも小ききもの音こそすれ」といひて、「誰か候」と呼びければ、綱なのりて参りたりけり。「明日は鞍馬へ参るべし。いまだ夜を籠めて、これよりやがて参らんずるぞ。某々供すべし」といはれければ、綱奉りて、「皆これに候」と申してゐたり。鬼同丸この事を聞きて、ここにては今は叶ふまじ、酔ひ臥したらばこそ思ひつれ、なまさかしき事しいではあしかりなん、と思ひて、明日の鞍馬の道にてこそ、と思ひかへして、天井をのがれ出でて、鞍馬のかたへ向きて、市原野の辺にて、便宜の処を求むるに、立ち隠るべき所なし。野飼ひの牛のあまたありける中に、ことに大きなを殺して路頭に引き伏せて、牛の腹をかきやぶりて、その中に入りて、目ばかり見出して侍りけり。

頼光あんのごとくに来たりけり。浄衣に太刀をぞはきたりける。綱・公時・定道・季武等、皆供にありけり。頼光、馬をひかへて、「野のけしき興あり。牛その数あり。おのおの牛おふものあらばや」といはれければ、四天王の輩、我も我もと懸けて射けり。実に興ありてぞ見えける。その中に、綱いかか思ひけん、とがり箭をぬきて死にたる牛に向ひて弓を引きけり。人あやしと見る所に、牛の腹のほどをさして矢をはなちたるに、死にたる牛ゆすゆすとはたらきて腹の内より大の童、打刀をぬきて走り出でて、頼光に

かかりけり。見れば鬼同丸なりけり。矢を射たてられながら、なほ事ともせず敵に向ひけり。頼光もすこしもさはがで太刀をぬきて、鬼同丸が頸を打ち落してけり。やがてもたふれず、打刀をぬきて鞍のまへつわを突きたり。さて頸は、むながいに食ひつきたりけるとなん。死ぬるまで武くいかめしう侍りけるよし、語りつたへたり。実なりける事にや。さて頼光は、それより帰にける。

これは、源頼光による鬼同丸退治譚としてよく知られた説話である。その内容を確認すると、頼光が寒い夜に外出した帰途、弟である源頼信の家の近くに寄ったので酒の提供を依頼したところから始まる。頼信は喜んで頼光を招き入れたという。酒盛りをしている間、頼光が厩を見るとひとりの童髪の者が繋がれているので不思議に思い、頼信に問いかけると「鬼同丸」と答えた。頼光は縛り方が緩いと指摘したので、頼信は金鎖を取り出してしっかりと鬼同丸を縛りなおした。そのため、鬼同丸は恨みを募らせ、今夜のうちに頼光に報復することを思い至る。やがて、頼光公は酔い臥し、頼信も寝所に入って皆寝静まった。鬼同丸は剛力を以て鎖綱を踏み切り、狐戸（＝破風の下に取り付けられた格子戸）から頼光の寝ている部屋の天井に忍び入ると、頼光はそれを察知して、「天井に鼬より大きく貂より小さいものの音がする」と言い、渡邊綱を呼んで明日、鞍馬に行くことを告げる。頼光が酔った寝込みを襲おうと考えていた鬼同丸は、彼が意外に酔覚めしている様子なので断念し、翌日、鞍馬に行く途中を襲撃しようとした。鬼同丸が鞍馬山の麓にある市原野（＝現・左京区静市市原町）に行くのと、そこには隠れる場所がなかった。そのため、野飼ひの牛の群れの

中から特に大きな牛を殺して道端に引き倒してその腹をかき破って中に入り、目だけ出して頼光が来るのを待った。頼光は浄衣を着用して太刀を携え、渡邊綱、坂田金時、碓井定通（貞光）、卜部季武等を供にして現れた。頼光が「この野の景色は面白く、牛も十分な数が揃っている、牛追物をしよう」と呼びかけたので、皆、牛追物に興じた。そのうち何を思ったのか、綱が死んだ牛に矢を放つと、死んだはずの牛がゆさゆさと体を動かし、その腹の中から鬼同丸が打刀を抜いて頼光に飛び掛かって来た。頼光は少しも騒がずに太刀を抜いて鬼同丸の首を打ち落としたところ、その首は頼光の馬具に食いつき、死ぬ間際まで激しい様子であった。その後、頼光は帰途に着いたという。

この説話は後世においても広く知られ、さまざまな文学作品に享受された。たとえば、元禄五年（一六九二）年頃の刊行とされる（注4）『前太平記』や曲亭馬琴の著作である『四天王剽盜異録』などには、『古今著聞集』の説話とは少し設定を変えた鬼同丸が描かれている。また、右掲の説話に登場する源頼光は、古浄瑠璃の諸作品をはじめとする近世に流布した清和源氏の由緒を伝える物語において、武人として仰がれる存在として知られている（注5）。このように様々なモチーフを孕む『古今著聞集』の説話において本稿が注目するのは、頼光が行った騎射を「牛追物」とする設定である（注6）。前節で確認したように、牛追物は「頼朝所縁の武芸（騎射）」と『吾妻鏡』で認識されていることから、清和源氏における英雄の象徴的存在である頼光と牛追物の繋がりには脈絡のあるモチーフとして納得できよう。

しかしながら、室町時代の故実書になると、頼光は牛追物とは別の

追物射と繋がっている。すなわち、奥書に文正元年（一四六六）の年紀と室町幕府の有力守護大名の山名是豊の名前が見える『篠葉集』（注7）には、以下のような叙述が見える。

或る宿儒云。犬追物者日本書紀第八二見ヘタリ。仲哀天皇熊襲ヲ討玉フニ始ル。熊襲ハ隼人ノ集ル國ニテアレハ。隼人□□□□タケキモ。王化ニ從ヘテ見セシメ玉ウ。御□□□□イヌ人ノ故實ニテ。隼人參勤ノ時。犬追物アリトソ。但仲哀ノ天子ハ不吉ノ御例ナレトモ。其御仇ヲ報ヒ玉フ。世々ノ御捷ナルヘシトソ。昔一條院ノ御宇。於京洛狗追物アリ。頼光朝臣ノ御一族是ヲ申行ル。是全源家ヨリ申行始ト聞ヘシナリ。上総三浦ノ兩介。其子孫モアリテ。玉藻ノ事正ニ家ニ傳ルトナレハ。所詮批判モ如何ナルヘシ。

右掲の記事では、「或る宿儒（11年功のある学者）」の発言として犬追物に関する故実が述べられている。すなわち、犬追物は『日本書紀』第八巻に見られ、仲哀天皇が熊襲を討伐したことがその始まりという。熊襲は隼人が住む国であり、その隼人は仲哀天皇に服従すると、天皇の前に参上して犬追物を行った。仲哀天皇はそれを不吉な例ではあるものの、犬追物を隼人たちの幾世代に渡る武芸とすることを約束した。また、昔、一条院の時代には、京都で頼光朝臣の一族が犬追物を実施し、これが源氏において当該武芸が行われた始まりとされる。上総介（上総広常）三浦介（三浦義明）も犬追物をする一族の子孫であり、玉藻のことは家に伝わっているという。

このように、右掲の『篠葉集』に見える故実伝承は、犬追物の由来とその伝来を説明する内容となっている。その言説の中で、頼光が犬

追物を実施したのが源氏における犬追物の始まりとすることについては、それを跡付ける記録類は管見において確認できない。そもそも『篠葉集』以前の文献において、頼光が実施したとされる追物射は『古今著聞集』の牛追物以外見当たらない。それならば、『篠葉集』に見える犬追物の故実伝承は、『古今著聞集』の説話を踏まえて、本来牛追物だった伝承上のモチーフを犬追物にすり替えたと考えるのが妥当であろう（注8）。

実は、右掲の『篠葉集』の言説は、『山名家犬追物記』という山名家に伝来した犬追物の伝書の冒頭に転載されたものである（『山名家犬追物記』の具体的な成立年代は未詳）。その『山名家犬追物記』の後半部には、以下のような犬追物の故実伝承が記載されている（注9）。

犬追物之始リノ事

篠葉集ニ云。先祖ノ遺命ニ云。犬追物ハ仲哀天皇御宇。熊襲御退治ヨリ事起ルトナリ。源家ニ申承ル事ハ。一條院御宇。頼光朝臣ノ御一族申行ル。是始ナルヘシトソ。今按スルニ。此犬追物仲哀天皇ノ御宇ニ事起リ。八幡太神宮ノ御時。全ク興行ヲナス事ナレハ。源家ノ氏神ノ始玉フ御事ナリ。源家ノ弓馬ハ全ク此犬追物ニ止ルナルヘシ。依之鎌倉右大臣家御時。始テ武家ニ行ハルトナリ。平家治世ノ時。犬追物アル事ヲ聞ス。

右掲の記事によると、犬追物の由来について、先祖の「遺命」とされる「篠葉集」からの前掲の記事を一部引用した説明が見える。引用されているのは、仲哀天皇の熊襲退治と頼光に関する言説で、その引用文に続いて、仲哀天皇の時代に犬追物が始まったことや鶴岡八幡宮

で犬追物が興行されたことが叙述され、その興行は同宮が源氏の氏神であったために開催されたと説明している。さらに源氏所縁の弓馬の技は犬追物であるという主張や、源実朝の時代に初めて犬追物が武家で実施されたこと、平家の時代まではそれはなかったとする解説が続く。

このような『山名家犬追物記』の叙述のうち、鶴岡八幡宮で犬追物を実施したことや実朝の時代に初めて武家で犬追物が行われたとすることについては、『吾妻鏡』の記事と齟齬がある（後述）。これはむしろ、『山名家犬追物記』が、犬追物と源氏との所縁を説くために創作した伝承であろう。それは、先に挙げた『篠葉集』に本来牛追物だったモチーフを犬追物にすり替えた故実伝承が見えることと併せて、牛追物が「頼朝所縁の武芸（騎射）」とされた認識と近似する発想から展開した伝承であることが類推される。

ところで、その犬追物についての文献上の初見は『吾妻鏡』の承久四年（一二二二）二月六日条である。以下に同日条の記事を挙げる。

小六日乙酉。南庭に於て犬追物有り。若君興に入り御う。此の事又、讃岐羽林殊に庶幾を申し行被る。奥州、足利前武州已下群参し見物す。犬は二十疋。射手は四騎也。相構へ勝負を決す可し之由、別して仰せ出で被る之間、各箭員を争う之處、面々五疋之を射る。始め十疋の内、一疋毎に今度の犬者某射る可し之由、次第に付けては主が仰せ出で被る。其の人の箭必ず之に中る。後の十疋之時者、射手の次第は、此の犬者領令む之由自ら称う。仰せに依て也。又相違無し。等巡の射手之を中る。旁、希代の珍事為之

由、人々美談す。駿河前司義村検見を加へ、嶋津三郎兵衛尉忠義
之を申し次ぐ。

小山新左衛門尉朝長

氏家太郎

駿河二郎泰村

横溝六郎

右の記事によると、承久四年二月小六日、(大倉御所の)南庭で大
追物を実施したところ、若君(後の鎌倉幕府第四代將軍九条頼経)が
興味を持ったという。この犬追物は、一条実雅が強く望んで実現した
催事で、北条義時・足利義兼をはじめとする群衆が集まって見物した。
犬は二十四匹、射手は四騎である。心して勝負するように仰せがあつた
ので、それぞれ弓の腕を競い、五匹の犬を狙い撃ちした。初めは十匹
のうち一匹ごとに誰が射るかの順番をつけ、それを命じられた人は必
ず当てていた。後の十匹の時は、討つ順番を射手みずから申告し、ま
たも間違ひなく犬を射た。それを見た人々は珍しいことだと褒め讃
えたという。なお、検分役は三浦義村、申し次ぎ役は島津忠義、射手
は小山朝長・氏家公信・三浦泰村・横溝義行であった。

右掲の記事の年(承久四年)は頼朝が主催した最後の牛追物の記事
から三十五年後に当たる。『吾妻鏡』によると、その間における鎌倉
幕府関係者主催の騎射は、もっぱら流鏑馬や笠懸が実施されていたら
しい(注10)。さらには、同じく『吾妻鏡』によると、承久四年二月
六日以降は由比ガ浜を中心に頼朝に犬追物が実演され、そのほはずべ
てに頼経が臨席している(注11)。先に挙げた『山名家犬追物記』に
見えるような、鶴岡八幡宮で実朝が観覧したという犬追物の実演を伝
える記事が見当たらないのはすでに述べた通りである。

その後、犬追物は武家の間で盛んに実施された。たとえば『太平記』
巻第十二「千種殿並文観僧正奢侈事付解脫上人事」(注12)では、後
醍醐天皇の近臣であった千種忠顕について「文字の道をこそ、家業と
も嗜まるべかりしに、弱冠の比より我道にもあらぬ笠懸・犬追物を好
み、博奕・姪乱を事とせられける」とその人柄を批判する。忠顕は学
問をすべき家業であるにも関わらず、笠懸・犬追物を好んで博打や淫
蕩にふけたというのである。このように放蕩な人物が好む遊興のひ
とつとして挙げられるくらいなので、当時の犬追物は、ポピュラーに
実演されたという共通認識が巷間で持たれていたのだろう。戦国時代
になると、島津氏・小笠原氏・細川氏という大名家が犬追物の礼法を
継承し、特に島津氏は生類憐みの令が発された時期を除いて熱心に犬
追物を実演し続けた。すなわち、完全に廃絶してしまった牛追物とは
異なり、犬追物はほぼ絶え間なく実演が継承されてきたのである。『篠
葉集』や『山名家犬追物記』は、当時すでに廃絶していた牛追物より
も実演され続けた犬追物の方を重視したものである。その結果、本
来は牛追物に関する言説であったものを犬追物の故実伝承にすり替え
て叙述されたと推察する。いずれにしてもこれらの故実書の言説では、
牛追物が犬追物と極めて近い武芸として認識されていたことが理解で
きる。その理由のひとつとしては、両者が同じ追物射という共通した
形態の武芸であることがまず挙げられよう。ただし、『篠葉集』や『山
名家犬追物記』では、両者の武芸としての形態に言及した文言は見え
ず、由来伝承と関わる言説において、牛追物に犬追物を重ねて叙述し
ている。すなわち、『篠葉集』や『山名家犬追物記』から窺える犬追

物と牛追物の伝承上類似性は、あくまで「同質の伝統(あるいは来歴)を持つ武芸」としての認識に基づくことが指摘できよう。

三 犬追物の故実伝承と近世馬術書に見える牛追物の言説

しかしながら、室町時代の故実書において、牛追物の故実に関するすべての言説が犬追物にすり替えられてしまったわけではない。当時の故実書の中にも牛追物に関する独自の言説が散見する。たとえば、奥書に寛正五年(一四六四)の年紀が見える『就弓馬儀大概聞書(高忠聞書)』には(注13)、牛追物について以下のような叙述が見える。

一 こうしを可射様の事。さくりにのりてをふ也。かならずを
はれて立むかふなり。其時手綱をつがひて。弓手にても馬手に
ても。こうし(ふか)のなげ返すやうによりて可射也。時宜によりて。
すがい弓手にも可射也。矢所はくびと又はひらもを可射
矢所は二所ならでは有べからず。引目又は矢頭にて可射なり。
はだぬがでいる也。昔は犬追物已前には。小牛を射たるなり。

右の記事は、牛追物の礼法について説明したものである。その具体的な内容を確認すると、まず、子牛を射る時は「さくり(＝決り。抉りとも。馬を走らせる道として馬場に掘られた浅い溝)」に乗って追うべきであるという。そうすると子牛は必ず立ち向かってくるが、その際、手綱をしっかりと引いて、左手でも右手でも、拳を投げ返すようにして子牛を射るべきである。また、「縄弓手(＝すがいゆんで。右手前方から左手へ斜めに走る左側を射ること)」でも射るべきで

ある。矢を当てる場所は子牛の首もしくはももを射るべきで、この二か所以外は禁止である。引き目または矢頭(どちらも鏃の種類名)で射るべきで、さらには「はだぬが(未詳)」でも射るものである。昔、犬追物以前はこのように子牛を的にして射たという。

この『就弓馬儀大概聞書(高忠聞書)』は、近江京極氏の重臣である多賀高忠が著した弓馬の故実書である。高忠は小笠原持長から弓術を学んだとされることから、右掲の叙述は室町時代における小笠原流の弓馬故実を汲んだ言説であろう。なお、『就狩詞少々覚悟之事』という成立年代不詳の書物にも、このような『就弓馬儀大概聞書(高忠聞書)』とほぼ同じ本文が見えることから、巷間において相応に流布した故実伝承であることが窺えよう。

他にも、同じく成立年代不詳の『犬追物明鏡之記』第一(注14)において以下のような牛追物に関する叙述が見える。

一 犬追物は笠懸より後に初りたる物也。然共牛追物は前に初りたる物也。初は笠懸引目にて射たる間、赤漆に塗也。扱からは節ぬりたる様にこかしたる也。當世も用ゆへきなれ共、當代は毎度興行しけくからも損する故、白籠に定たる也。又古射手なとこかしたるからにすりたる鶴の羽など付る事面白也。余は斟酌たるへし。

右掲の記事によると、犬追物は笠懸より後にはじまったものとされる。しかし、牛追物はそれよりも前にはじめられたと言う。さらに続けて騎射の鏃と矢柄についての説明が見える。すなわち、笠懸引目(＝大型の鏃をつけた矢の一種)で射る時は、はじめは鏃を赤漆に塗り、

次に矢柄に節を塗るように焦がすべきであるという。これは現在も用いるべきであるというが、今は毎回笠懸を興行するたびに欠損が出るため、白篋（＝篠竹を焦がしたり漆を塗ったりしない矢柄）に変更して定めたとされる。また、古い射手が焦がした矢柄に鶴の羽を付けるのなどは面白いので考える価値があるという。

以上のようないくつかの事例の中から『就弓馬儀大概聞書（高忠聞書）』に見える奥書の年紀を踏まえると、牛追物が犬追物に先駆けて実施されていたという認識が少なくとも室町時代後期には存在していたことが窺える。さらには、この事例の言説からはあたかも犬追物が牛追物を継承した、もしくはとってかわった追物射であるような印象を受けるが、そのような経緯を裏付ける一次的な記録類は存在しない。むしろ、こういった言説は、先述の牛追物と犬追物を近い武芸とする『篠葉集』や『山名家犬追物記』の認識と無関係ではないことが推測されよう。すなわち、先述したように、『篠葉集』や『山名家犬追物』に見える故実伝承は、犬追物と牛追物の類似性について「同質の伝統（あるいは来歴）を持つ武芸」と認識している。こういった認識と『就弓馬儀大概聞書（高忠聞書）』をはじめとする前掲のテキスト類が、犬追物は牛追物の後を引き継いだ騎射」と位置付ける言説は、同時代の武家の故実書を介して連動する伝承であることを想定するものである。ところで、近世中期になると、徳川幕府第八代將軍の吉宗が武芸奨励を推進し、流鏑馬や笠懸等の諸儀式の復興を目指した（注15）ことにより、武家の間で騎射に対する関心が高まった。それに呼応するよう、騎射における馬術の礼法や故実を記したさまざまな流派の馬術

書が展開し、その中に牛追物に関する伝書が含まれるようになる。その所以としては、第一節で確認したように、『吾妻鏡』に見える牛追物が、武士にとつて權威ある騎射と認識されていたことが挙げられる。そういった權威ある武芸として、吉宗による騎射復興の機運の中で改めて書物（馬術書）の中で注目されるに至ったものであろう。それならば、当時の牛追物を表象する言説を理解する手がかりとして、このような時流に乗って成立した馬術書は有用であろう。

そこで、本稿では、当時成立・流布した馬術書の中から、もともと大量の伝本が現存する「大坪本流」と称する流派のテキストを取り上げ（注16）、それに見える牛追物の言説の読解を試みる。ちなみに、犬追物については吉宗が実演の復興に意欲的であったが（注17）、牛追物は吉宗が奨励した武芸の対象に含まれていなかったため、実演されるには至らなかった。

この大坪本流とは、小笠原流の馬術の流れを汲む「大坪流」から分かれた流派で、齊藤定易（明暦三年（一六五七）～延享元年（一七四四））によって創始されたものである。大坪本流の馬術書はすべて流祖である定易が執筆したとされ、三物をはじめとする騎射の諸芸に関する故実や馬の医療など、幅広い分野を網羅したさまざまなテキストが含まれていて、全巻五十冊を超えるシリーズの写本が多数現存している。ただし、このような定易の著作を伝える写本間では叙述の異同はあまり見られず、ほぼ同じ内容となっている。

そういった写本群の中から、管見において相対的にシリーズに含まれる冊数が多く確認できる早稲田大学図書館に所蔵される齊藤定易著

の大坪本流の馬術書を考察対象とする。具体的には、早稲田大学図書館所蔵『禮術兩翼之卷 牛追物』（ケ05 0004 003）に見える本文について取り上げる。同書は一冊すべてが牛追物の故実に関する内容で、まず冒頭に序文的な叙述として神功皇后の牛窓伝説を部分的に作り変えた説話が牛追物の由来譚として掲出されている（注18）。続いて「牛追物馬場形」「牛追物御床之飭」「射人出立」「二騎牛追物日記」「四騎牛追物日記」「六騎牛追物日記」と章立てされた本文で構成されている。そのうち、三番目の章段「射人出立」において、前節で述べたような牛追物の故実伝承と連動する言説が確認できる。以下にその章段の全文を挙げる（句読点は私意に付した。朱文字は頭に（朱）で示した。以下同）。

射人出立

金ノ晝ル（朱）ヨロヒカブトカタサシ 甲（朱）ムカハキ 胄（ケツ） 形（ケツ） 差（ケツ） 小手決拾行（ケツ） 膝（ケツ） 麻（ケツ） 杓（ケツ） ナリ。鞭（ケツ） ヲ腰ニ納メ
重藤弓垂根征矢（朱） ヲ羽林シテ（朱）ヨロヒ 甲（朱） 負（朱） タル馬（朱） ニ乗也。

馬（朱） ヲ二段ニ乗馳テ、早矢（朱） 三十三筋ハ、馬（朱） ヲ居止テ、矢（朱） ヲ放ス。其物逢（朱） 百二十間、乙（朱） 矢（朱） 三十三筋ハ、馬（朱） ヲ走セ、往還シテ矢（朱） ヲ放ス。其物逢（朱） 六十六間也。是（朱） ヲ古來遠矢牛追物ノ（朱） 量トス。鎌倉右大將家ニ至テ、早矢（朱） 六十六間、乙（朱） 矢（朱） ハ其矢頃ニ順シテ放ト云ヘリ。弓手（朱）ツカヒ 番（朱） 向直違直違弓手押戻子（朱） ノ射方タルヘシ。畢竟牛追物（朱） ヲ以テ遠矢（朱） ヲ射習テ、大物見ノ内ノ將（朱） ヲ毛附テ、射取（朱） ラント思フ騎射（朱） ノ掬（朱） ナルヘシ。

牛追物ハ剛弓ニアラスシテハ成カタキ業也。一手ニ其矢数七百九拾二筋也。一度矢ヲ負事、六拾六筋拾二度ニ馬ヲ馳、或ハ止テ矢

ヲ放ス。鎌倉右大將家ニテハ、矢数七百九拾二筋ヲ二ツニ分テ初三百九十六筋也。六度ニ射テ押矢トテ（朱） 雁（朱） 股（朱） ヲ射也。再馬（朱） ヲ出シテ後三百九十六筋ヲ六度ニ射テ納矢トテ（朱） 尖（朱） 矢（朱） ヲ射ル也。押矢納矢共ニ右之矢数ノ内也。抑牛追物ニ根矢ヲ以テ押矢納矢トスルコトハ、渡邊綱カ市原野ニテ根矢ヲ以テ牛ヲ射テ（朱） 怨敵（朱） ノ鬼同丸ニ矢射付タルヲ称美シテ古實トハスル者也。頼光公王城守護ノタメニ夜乗ケル折（朱） 節（朱）、寒夜ナリケルカ御舍弟頼信朝臣ノ家近ク在ケレハ、公時（朱） ヲ使トシテ、唯今（朱） 近程罷過ス。此寒コソタエカタク覚侍ル。美酒アリヤト（朱） 云（朱） 遣（朱） ケレハ、頼信モ其折柄（朱）、酒吞（朱） テイタリケレハ、悦思（朱） 侍。御渡ト云ケレハ頼光公入給ヒ、盃（朱） 杓（朱） ノ間、厩ノ方ヲ見給ヘハ、一人ノ童ヲ禁メ置タリ。アヤシト思ヒ、頼信ニ向。鬼同丸ナリト答。頼光公ノ仰ニ曲者ヲ軽々敷モセラレケルヤトアリケレハ、頼信實モト思ヒ郎等ヲ呼、猶強ク鉄ノ鎖（朱） 綱（朱） ヲ以テ禁テケリ。鬼同丸、今夜頼信公ヲ討ント思フニ、頼光公此（朱） 曰上ハ、今夜ノ内ニ此恨ヲ頼光公ヘ報ハンスルモノト思ヒイタリ、盃酒数献ニ成テ頼光公モ酔臥ス。頼信朝臣モ奥ニ入ヌ。夜更人静ルホトニ、鬼同丸、勇力者ナリケレハ、鎖綱ヲフツノト踏切テ遁出。夫ヨリ（朱） 狐（朱） 戸ヨリ忍入テ頼光公ノ寝タル上ノ天井ニ来リ、天井ヲ引放シ落懸リ、勝負ヲ決セントタメロフ所ニ、頼光公モ其事ヲサトリテ、天井ニ（朱） 馳（朱） ヲリモ大キニ（朱） 貂（朱） ヲリモ少キ者ノ音コソスレ、弓矢持来ルヘシトアリケレハ、綱コソ御伽居ニ侍ルト云。頼光公、明日、従是鞍馬ヘ参詣スヘシ。夫々供奉スヘシトアリケレハ、鬼同丸聞テ今ハ叶ハシ。

鞍馬ノ道ニテ恨ハ報スヘシトテ、天井ヲ出テ市原野ニ至リ、忍ヘキ所ヲ求ムルニ便ナシ。野飼ノ牛ノ多有ケル中ニ大成ヲ殺シテ路次ニ引臥、其腹ヲ切破リテ其腹ニ入テ眼ノミ見出シ、頼光公ノ來ルヲ待ケリ。頼光公ハ淨衣ニ太刀帶テ屋芦毛ナル馬ニ乗テ來。綱、公時、定通、季武等、皆馬ニ乗連テ前後ヲ供奉ス。頼光公、駒ヲ扣ヘテ野原ノ氣色最面白シ。猶更牛其数アリ。各々牛追物アラシヤトアリケレハ四天王ノ輩我モくト駈テ射ル。誠ニ奥アリテソ見ヘケル。其中ニ綱、如何思ケン、尖矢ヲ以テ死タル牛、俄ニユスくト動テ腹ノ内ヨリ大童打刀ヲ拔持テ矢ヲ射立テラレナカラ、ナヲ事トモセス。頼光公ヘ走懸見レハ、鬼同丸也。頼光公太刀ヲ拔テ待請、鬼同丸カ頭ヲ打落ス。其佞倒モセス持タル刀ニテ鞍ノ前輪ヲ突キ首ハ躍テ胸懸ニ喰付タリ。綱力死タル牛ヲ射テ怨敵ノ鬼同丸ニ矢付ケルヲ頼光公称美シテ牛追物押矢納矢ニ根矢ヲ用ラレタルトナン従夫以來如此ハアル者也。

四騎牛追物六騎牛追物ト云事アリ。鎬ヲ以テ射之四騎牛追物ハ頼光公四天王ノ輩ニ射サシメタルヲ古實トシテ鎌倉右大将頼朝公モ壽永元年四月金洗(朱)アラヒ(朱)ハ澤ノ邊(朱)トリニテ牛追物ヲ御覽セラル。其時ノ射手四騎也。下河邊庄(朱)シヤウチ司行平、和田小太郎義盛、小山田三郎、愛甲三郎季隆也。矢数アリテ各色皮紺ノ絹(朱)キヌ等ヲ給ル。六騎牛追物モ頼光公ヲ古實トスル也。頼光公、保正等ニ綱、公時、定通、季武ノ六騎ニテ牛追物ノ勝負アリ。以是、頼朝公モ、壽永元年六月七日由井濱ニ於テ、牛追物アリ。頼朝公、下河邊庄司行平、榛谷(朱)ハンカイ四郎重朝、和田太郎、同次郎、三浦十郎、愛甲三郎都

合六騎也。其中ニモ、行平ハ、近射士ニテ御合手タリ。然トモ略儀也。一騎ニテ弓杖遠ク、十二度ニ矢数ヲ射ルヲ本式之牛追物トハスル者也。

牛追物弓勢ヲ發シテ、蹠ヲ射越タルヲ通矢(朱)リトシテ、其数百ニ及フ時ハ、常ノ戈ヲ立ル。矢業アリテ土牛ニ中ル。其矢三十二筋ニ及フ度毎ニ銀ノ紙手(朱)シテ戈ヲ立ル。亦九十六ニ中ノ矢至ル時ハ、金紙手(朱)キンシテ戈ヲ立ル。押矢、牛ニ中ル時ハ、矢数十二筋ニ順スル也。納矢、牛ニ中ル時ハ、六十六筋ニ順スル也。戈ヲ立テ、呼鼓合(朱)カネ鉦鼓(朱)カネヲ拍也。其時、馬ヲ此方ヘ馳テ矢声ヲ上向ヘ馳テ矢声ヲ上ル也。

右掲記事には以下の六項目の故実についての説明がなされている。

- ① 牛追物をする際の騎乗時の装束について
- ② 牛追物をする際に矢を放つ距離について
- ③ 牛追物で射る矢の数について
- ④ 根矢（＝実戦用の矢）を押矢・納矢にする由来譚について
- ⑤ 四騎牛追物及び六騎牛追物の先例について
- ⑥ 牛追物で使用する弓の数について

このうち、④⑤において、室町時代の故実書で牛追物・犬追物の両方と関わる源頼光がここでも登場していることが注意される。そこで次に、④⑤の具体的な内容についてそれぞれ確認してみる。

④↓牛追物において根矢を押矢納矢（未詳）とする由来について述べている。まずは、渡邊綱が市原野で根矢を以て牛を射て怨敵の鬼同丸を滅ぼしたことが故実になっていると説き起こし、続いて前

掲の『古今著聞集』に見える頼光の鬼同丸退治譚とほぼ同じ本文を引用する。このような頼光の鬼同丸退治譚を以て、牛追物の押矢納矢に根矢を用いる由来と結論付けている。

⑤ ↓四騎牛追物（四騎で牛を追う騎射）、六騎牛追物（六騎で牛を追う騎射）について述べている。まず、鏑矢で射る四騎牛追物は、頼光が四天王に射させたのが故実となっているという。たとえば、頼朝が観覧した寿永元年四月に金洗沢で実施された牛追物は四騎であった。その時、矢を当てた矢数の多い人に対して色染めの皮や藍染の絹が下賜されたという。次に、六騎牛追物も頼光の事例を故実とする。すなわち、頼光と保正（藤原保昌）と四天王の六騎で牛追物の勝負をしたことがそれに該当する。これに倣って頼朝が寿永元年六月七日に由比ガ浜で六騎牛追物を実施した。参加した射手のうち下河辺行平は近くから射たがそれは略儀で、一騎で遠くから十二度、矢数を射るのが本式の牛追物であると説明している。

このような④⑤の内容において、本稿が注目するのは以下の三点である。

(1) (『古今著聞集』に見える) 頼光の鬼同丸退治譚を踏まえて牛追物の道具の使い方（＝根矢を押矢納矢とすること）に関する由来を述べている点。

(2) 四騎牛追物について、頼光四天王による牛追物を由来とし、『吾妻鏡』寿永元年四月五日条に見える頼朝の牛追物をその故実に基づく事例とする点。

(3) (『酒吞童子絵巻』などに見える) 頼光の酒吞童子退治譚に登場する人物たちを挙げ、彼らの実施した牛追物を六騎牛追物の由来として『吾妻鏡』寿永元年六月七日条に見える頼朝の牛追物がその故実に基づく事例とする点。

右の(1)～(3)のように牛追物の道具や作法の由来と頼光を結びつけ、当該武芸と源氏との所縁を主張するのは、『篠葉集』や『山名家犬追物記』に見える犬追物の故実伝承と類似するモチーフである。『禮術両翼之巻 牛追物』に見える右掲の叙述もまた、室町時代の犬追物の故実伝承を無視した言説ではないと推測する。

このように江戸時代中期の牛追物の言説は、室町時代における犬追物の故実伝承の系譜上にあるものであった。このような犬追物と繋がる故実伝承を主張することによって、実演の実態を持たない牛追物は、その架空の伝統性が創作されていたことが窺われるものである。

おわりに

以上において、中近世の書物に見える牛追物の言説について取り上げ、それらが表象する牛追物像の特徴を明らかにしてきた。まずは鎌倉時代の記録や説話によると、当時の牛追物は武家の名門である清和源氏所縁の武芸として叙述されていたことが窺える。次いで、室町時代の故実書によると、そういった鎌倉時代に流布した牛追物の言説が犬追物の故実伝承にすり替えられ、あるいは牛追物は犬追物の前身的な存在として位置付けられたりしている。すなわち、当時の牛追物と犬追物は連続性・継続性のある武芸として表現されていたと言えよう。

さらには、近世中期の馬術書に含まれる牛追物の伝書に見える言説もまた、室町時代の故実書に記載される犬追物の伝承と脈絡を通じるものであった。このように、室町時代以降の牛追物は、実演は断絶しても、伝承上において犬追物と繋がりがならされ続けたのである(注19)。

ところで、こういった牛追物と犬追物の故実伝承の発端となった『古今著聞集』の頼光説話について、徳田和夫は、中世の「武家・英雄物語」の代表的な話型を持つことを指摘している(注20)。すなわち、当該説話の頼光像が『土蜘蛛草紙絵巻』に見えるそれに通じることや、この説話の根幹が「主従の武勳物語」の系譜に連なること(この場合「主従」とは頼光と綱を指す)がその所以という。いずれにせよ、このように物語要素が強い故実伝承と連動しながら牛追物の特徴が表象されている事例は、わが国の騎射文化と文芸伝承との親密な関係性を窺わせるものとして注目に値しよう。

【注】

- (1) たとえば、大坪本流の馬術書では基本的に牛追物の伝書が含まれる(後述)。
- (2) 似たような事例として、笠懸や流鏑馬が江戸時代になると衰退した事例があげられる。ただし、流鏑馬は江戸時代中期に復活する。
- (3) 新潮日本古典集成『古今著聞集上』(西尾光一、小林保治校注、新潮社、一九八三年)
- (4) 『前太平記(上)』(叢書江戸文庫三)(板垣俊一校訂、国書刊行

会、一九八八年)、『前太平記(下)』(叢書江戸文庫四)(板垣俊一校訂、国書刊行会、一九八九年)による。

- (5) 橋本正俊「源氏濫觴の物語」(『いくさと物語の中世』所収、日下力監修、鈴木彰・三澤裕子編、汲古書院、二〇一五年)による。
- (6) 前掲注(3)に挙げた新潮日本古典文学集成『古今著聞集上』四一二頁の頭注四によると、当該部分の本文について、底本である広島大学附属図書館蔵の『古今著聞集』九条家本は「牛おもの」という表記がされているが、岡山市伊木家旧蔵本(西尾光一藏)により「牛おふもの」に改訂したという。
- (7) 続群書類従第二十四輯上『山名家犬追物』所収。
- (8) 伊藤慎吾『玉藻の草紙』と犬追物起源譚(『日本文学論究』第七十九冊、二〇二〇年)もまた、該当本文について「この由来は『古今著聞集』を原拠とするようだ」と推測している。
- (9) 注(7)に同じ。
- (10) 平田伸夫「犬追物の始りについて」(『中京体育学研究』十六一、一九七五年)等参照。
- (11) 前掲(10)に同じ。
- (12) 新編日本古典文学全集『太平記②』(長谷川端校注・訳、小学館、一九九六年)。
- (13) 群書類従第二十三輯『就弓馬儀大概聞書(高忠聞書)』。
- (14) 続群書類従第二十四輯上『犬追物明鏡之記』。
- (15) 『貞丈雑記』『十二武藝』に「有徳院様、流鏑馬御再興有べき思召」と見える他、『寛政重修諸家譜』『清和源氏(義光流)小笠原」

の「常春」の注記には、吉宗が小笠原常春を幕府の騎射（流鏑馬笠懸）師範役に任命した由が見える。

(16) 小泉栄吉編『大坪流馬術書下』（岩田書院二〇〇八年）「大坪流・大坪本流馬術書一覧」など参照。

(17) 川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀劍調査」（『古文化研究』…黒川古文化研究所紀要」十五号、二〇一六年）参照。

(18) 二本松泰子「中近世における武芸（流鏑馬・牛追物）の故実伝承と諏訪信仰」（『伝承文学研究』第七十二号、二〇二三年）参照。

(19) 近世に成立したとおぼしき騎射の伝書には犬追物と牛追物の故実が併載されたテキストが確認される（『犬追物濫觴之事 牛追物起源 犬追物上覧記』（嘉永三年信濃松代藩落合瀬左衛門写。架蔵本）など）。

(20) 徳田和夫「『土蜘蛛草紙絵巻』の仕掛け」（『説話・伝承学』第三十号、二〇二二年）。

※『吾妻鏡』の本文については、寿永元年四月五日条と寿永元年六月七日条は『新訂吾妻鏡一』（高橋秀樹編、和泉書院、二〇一五年）、文治三年十月二日条は『新訂吾妻鏡二』（高橋秀樹編、和泉書院、二〇一七年）により、承久四年二月六日条は『新訂増補国史大系 吾妻鏡第二』の該当記事を私意に読み下し、句読点を付した。

【付記】

本研究は、JSPS科研費22K00323の助成を受けたものである。